

令和6年10月4日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
中 尾 正 俊
(公印省略)

生産性向上推進体制加算を算定する事業所における生産性向上の
取組に関する実績データの厚生労働省への報告について

平素は本会事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、日本医師会より通知がありました。

本通知は、令和6年度介護報酬改定における生産性向上推進体制加算の取得について本年3月に示された「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」（令和6年3月15日付け老高発 0315 第4号。同年3月29日一部改正。以下「生産性向上推進体制加算通知」という。）の中で別途通知することとしていた、生産性向上推進体制加算を算定する事業所における事業年度毎に1回の生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省への報告について今般通知が示されましたのでご連絡申し上げます。具体的な報告方法については下記の通りとなります。

貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省への報告方法について

生産性向上推進体制加算通知の記の8に基づく別紙1の報告は、原則として「電子申請・届出システム」（厚生労働省ホームページ）によりオンラインで提出することとされております。

令和6年度の取組に関する実績データは令和7年3月31日までに提出をする必要があることとされておりますのでご注意ください。

(申請先URL) <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/report/>

2. その他

「電子申請・届出システム」の利用に当たっては、ログインのためにGビズIDプライムおよびGビズIDメンバー（以下「GビズID」という。）の作成が必要となります。

G ビズ ID の作成に当たっては、「電子申請・届出システム（生産性向上推進体制加算実績報告システム）」のページ上に G ビズ ID の作成ボタンを設け、情報の記入等を行えば、G ビズ ID の取得が可能となるようにすることです。なお、申請に関するマニュアル等（※）は、デジタル庁のホームページに掲載されております。

（※） G ビズ ID はデジタル庁が運用する事業者向け共通認証システムであり、本 ID を取得すると、1 つの ID・パスワードで、複数の行政サービスへのログインが可能となるもの。

法人として G ビズ ID プライムを取得後、従業員の方向けのアカウントとして G ビズ ID メンバーを作成する必要があるもの。

- ・ G ビズ ID オンライン申請クイックマニュアル

https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Prime_online.pdf

- ・ G ビズ ID 書類申請クイックマニュアル

https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Prime_sendbypost.pdf

- ・ G ビズ ID メンバー編クイックマニュアル

https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Member.pdf

以上

（添付資料）

○介護保険最新情報 vol. 1315（令和 6 年 9 月 30 日）

生産性向上推進体制加算を算定する事業所における生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省への報告について

（令和 6 年 9 月 27 日 老高発 0927 第 2 号 厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）

＜担当＞ 大阪府医師会地域医療 2 課（吉田・松岡）
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22
TEL：06-6763-7002 FAX：06-6765-3737